

## インドにおける

## FTA活用に関する新たな税関規則

## 「CAROTAR 2020」の概要と必要な対応

デロイト トーマツ税理士法人 福永 光子

2020年8月21日、インド財務省 間接税・関税中央委員会 (Central Board of Indirect Taxes and Customs - CBIC) は、自由貿易協定 (Free Trade Agreement - FTA) や経済連携協定 (Economic Partnership Agreement - EPA) 等の通商協定 (以下、総称して「FTA」とする) の活用に係る新たな税関規則 (Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020 - CAROTAR 2020) と検認の手続きに関するガイドラインを発表し、当該規則は2020年9月21日に施行された。

CAROTAR 2020は、施行直後より、従来FTAを活用してきた企業にとって大きなインパクトを与え、インドの輸入通関時には混乱等も生じている。本稿では、CAROTAR 2020の概要と、企業が取るべき対応について概説する。

## 1. CAROTAR 2020の概要

FTAを活用して通常よりも減免された特惠関税率の適用を受けられる輸入物品は、原則として、FTAの締約国を原産地 (言わば、物品の国籍) とする原産品であることが求められる。輸入物品がFTA締約国の原産品となるためには、各FTAが定める条件 (原産地規則) を満たす必要がある。

インド政府は、輸入者がFTAを不適切に活用することにより不当に関税の減免を享受する

ことを防ぎ、また、国内産業を保護することを目的として、2020年4月の関税法改定時に、新たにFTA利用の厳格化に係る条項を追加した。CAROTAR 2020は、この改訂を踏まえて施行された税関規則である。

当該規則は、インドが締結している各FTAを活用する輸入者に対し、輸入物品が原産資格を満たしていることを証明する情報およびその関係書類を、輸入申告の日から5年間保持することを要求している。また、当該規則は、インド税関当局が輸入者に対して原産資格に関する情報提供を要請することができ、且つ、情報提供を要請された輸入者は10営業日以内にインド税関に対して回答する必要があると定めている。

## 2. FTAを活用するインド輸入者が所持すべき情報

インド輸入者が所持すべき最低限の情報としてCAROTAR 2020に記載されている事項は以下の通り、輸入者側で入手可能な場合を除いては、下記の事項以上の情報の保持は義務付けられていない。当該情報は、CAROTAR 2020が定める「Form I」という所定の様式に従った内容となる。

## ■ 全ての產品に共通して必要な情報

➤ 簡単な生産工程と適用した原産地基準 (WO<sup>1</sup>, RVC<sup>2</sup>+CTSH<sup>3</sup>, CTH<sup>4</sup>等)

### ■ 適用した原産地規則が完全生産品(WO)以外である場合に必要情報

- 原産材料に関する情報
- デミニマス規定の適用有無に関する情報  
(適用した場合、材料名とパーセンテージに関する情報)
- 累積規定の適用有無に関する情報
- 間接材料等の規定の適用有無に関する情報
- 付加価値基準の場合：原産割合(%)と付加価値を構成する要素(材料費、労務費等)に関する情報
- 関税分類変更基準の場合：生産に使用した非原産材料のHSコードに関する情報
- 加工工程基準の場合：適用したルールに関する情報
- 原産地証明書が遡及発給された場合：その理由
- 積送基準に関する情報

輸入者がForm Iを提出した場合、インド税関当局は、15営業日以内に特惠税率の適用可否に回答を行う義務を有する。

なお、輸入者が期日までに回答できない場合や、輸入者が十分な情報を所持していない場合は、税関の担当官は関係当局高官に対して、輸出国当局に検認(verification)を行うことを提案する。検認とは、輸入国税関当局により実施される輸入物品の原産地が適正であるか否かを確認するための調査であり、各FTAにおいて規定されている。検認の結果、輸入物品が原産品であることを否認された場合、追徴課税や

罰金、サプライチェーンへの影響、レピュテーションの棄損等、多くのネガティブインパクトが発生し得ることに注意しなければならない。

### 3.

### ビジネスに与える影響と求められる対策

CAROTAR 2020は、上述の通り、輸入者に対して製品の原産資格に関する情報を所持することを要求していることから、FTAを活用して、インドに物品を輸出している輸出者は、輸入者から原産資格に関する情報の提供を依頼されることが予想される。また、日インドEPAにおいて輸出者に対して同意通知書<sup>5</sup>を提出している生産者についても、輸入者もしくは輸出者から情報提供依頼を受ける可能性がある。原産地の判定に関する書類の保管状況を再度確認のうえ、輸入者への情報提供方法をあらかじめ関係者間で合意し、連絡体制を整備しておくことが重要になる。また、物品の原産資格に関する情報を輸入者に提供することが困難である場合は、検認を受ける可能性があることを念頭に置いた上で、検認への対応体制の整備や原産資格に係る書類の適正性並びに保管状況の確認を早急に実施することが推奨される。

なお、2020年9月21日の施行以降、一部のインドの通関現場では混乱が続いており、Form IIに記載すべき内容以上の原価情報や製造工程等の機密情報が即時に求められるケースも散見される。仮にこのような事態に面した場合

1 Wholly Obtainedの略。生産が一つの国のみで行われる製品については、当該国を原産地とする考え方。

2 Regional Value Contentの略。締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に当該国を原産地とする考え方。

3 Change in Tariff Subheadingの略。非原産品である材料の関税分類番号(HSコード)と、その材料から生産された製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、当該変更が起こった国を原産地とする考え方。CTSHにおいては6桁のHSコードの変更が求められる。

4 Change in Tariff Headingの略。CTHと同じく関税分類番号の変更が起こった国を原産地とする考え方。CTHにおいては4桁のHSコードの変更が求められる。

5 原産品証明の手続きができるのは「生産者」と「輸出者」だが、輸出したい商品の生産者と輸出者が異なり、且つ、輸出者が原産地証明書の発給申請を行いたい場合に用いる制度。生産者が原産地の判定を行い、その判定番号につき輸出者に同意通知を出すことで、輸出者は原産地判定に係る機密情報の開示を受けることなく原産地証明書の発給申請が可能となる。

## 解 説

には、CAROTAR 2020において最低限、輸入者による保持が求められるのはForm Iの記載事項であり、機密情報の保持を必ずしも義務付けるものではない旨を担当官に伝えるべきであろう。(但し、これらの機密情報が輸入者側で入手可能である場合には、なお、これを提示することを要求される可能性もあるため、輸入者側では機密情報の入手が難しい旨を輸出者と確認した書面等を税関当局に提示する等の対応を、適宜、行える様にしておくことが重要になる。)

また、CAROTAR 2020の趣旨は、上述の通り、あくまでもFTAを不適切に活用することにより不当に関税の減免を享受することを防ぐことにあるため、税関当局に求められる前に、自らForm Iを提示し、税関から特惠関税率の適用可否について回答を得ることも一案と考える。

なお、当該記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない旨にご留意ください。